

《論 壇》

原朗著『創作か盗作か—「大東亜共栄圏」論をめぐって』  
(同時代社, 2020年2月)の提起するもの

A Note on Akira Hara, *Not a shred of originality, but a parade of plagiarism* (2020)

石 井 寛 治

一. はじめに

本書は、「前代未聞の『盗作事件』裁判!」という一見大袈裟な文章を記した帯封によって包まれた冤罪事件の告発書である。著者の原朗(1939年生れ, 以下敬称は全て略)は, 東京大学経済学部において現代日本経済史の講義を担当しつつ, 経済史研究の水準を飛躍的に高め, 多くの若手研究者を育てたことで著名な東京大学名誉教授である。その原朗が, 研究仲間であった小林英夫(1943年生れ, 早稲田大学名誉教授)に対して, 小林の処女作『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』(御茶の水書房, 1975年, 以下『形成と崩壊』と略記)はそれまでの原朗による業績の基本構想と個別実証を大幅に盗用したものであると指摘したことが, 事実を反する名誉棄損であるとして小林によって2013年に告訴されたのであった。

被告とされた原朗にすれば話が全くあべこべであって, 盗作で批判されなければならないのは原告の小林英夫の方であると考えていたから, 私を含む多くの研究者も, 原告敗訴の判決が出るものと予想していたが, 裁判結果は意外なことに, 地裁(2019年1月), 高裁(2019年9月), 最高裁(2020年6月)いずれも小林が勝訴した。本書には, 裁判における原朗の主張と友人の意見書, 主要な口頭陳述が採録されており, 読者はそれらを丹念に読むことによって, 裁判官が被告としての原朗の提出した資料をほとんど読まずに原告の小林英夫の言い分だけを丸呑みして判決文を書いた事実を知ることができる。この論壇では, 本書で明らかにされた内容を繰り返すのではなく, 原告の小林英夫の研究者としての歩みを私なりに跡付けることによって, 果たして上記『形成と崩壊』を小林が自力で書きあげることが出来たかどうかを推定し, 被告側が論ずるような小林による剽窃がどの程度あり, そのことが現代日本経済史の研究全体に如何に広範な打撃を与えたかを論ずることにしたい。

## 二. 小林英夫の研究業績の追跡から

小林英夫はその『形成と崩壊』を原朗の業績を剽窃することなく、それまでに発表したみずからの論文の蓄積をもとに自力で完成したと裁判所へ提出した書面で主張したが（本書175～176頁，松村高夫「意見書」），それは事実であろうか。小林が同書を刊行するまでに公刊した関連諸論文は，朝鮮史8本，「満州」史2本，台湾史1本，華北史1本の合計12本であり，1974年10月の土地制度史学会大会共通論題報告を含めると合計13本を数える。

第1作「元山ゼネスト」（『労働運動史研究』44号，1966年7月）は，1928年から29年にかけて朝鮮元山の石油会社ロイヤル・ダッチシェルの子会社で起こった労働争議がやがて全市的な総罷業にまで発展したことを分析したもので，小林はこの学部時代のゼミ修了論文が全国的な学会誌に掲載されたことを誇りにしていた。ところが，この裁判過程で，堀和生京都大学教授が同論文のほぼ48%が北朝鮮の学術雑誌『歴史科学』に掲載された尹亨彬論文の剽窃であることを明らかにし（本書471～488頁），小林が同論文を早稲田大学に在職中に再刊したとの訴えを受けた早稲田大学は調査委員会を設け，確かに「盗作」であることを認定した。この事実は，小林が研究者としての出発点から，研究のオリジナリティーを尊重する態度が全く欠けていたことを示すものと言えよう。

第2作は，『歴史学研究』321号（1967年2月）に掲載された「朝鮮産金奨励政策について」であり，1930年代の日本本国の貿易赤字を補完すべく，朝鮮総督府の強力な統制のもとで，日本系大資本を中心に一時は日本本国を上回る産金量を記録したことを明らかにした。もっとも政府資料が公表されなかったため「断片的資料による推測にとどまった」ことを小林は断らねばならなかった。

第3作は，『朝鮮史研究会論文集』第2号（1967年10月）に発表された「1930年代朝鮮「工業化」政策の展開過程」であり，1938年2月の時局対策調査会の提起する朝鮮産業の重工業中心の軍事的再編成の構想は，植民地教育の強要が朝鮮人を熟練労働者に養成する道を閉ざしてきた経緯に制約されて，機械器具工業が成長せず，自動車・飛行機の製造に至っては全く不可能だったと指摘した。もっとも，植民地教育が如何に熟練労働者の形成を阻害してきたかという肝心の論点に関する分析はほとんどなされていない。

都立大学の修士課程を終えた小林は，1968年4月には，博士課程に進んだようであり，博士2年次には，朝鮮史だけでなく「満州」史にも研究分野を広げていくが，1969年6月に発表した第4作は，朝鮮史研究の延長上にあった。すなわち，『朝鮮史研究会論文集』第6号（1969年6月）に掲載された「1930年代前半期の朝鮮労働運動について—平壤ゴム工場労働者のゼネストを中心に—」がそれである。平壤ではゴム靴を製造する朝鮮人資本家のゴム工場が多かったが，1930年8月に賃下げに反対する1,500名あまりの労働者による争議が起り，最終的には敗北したが，小林は後の「革命的労働組合運動が展開される自生的力量」の存在を示すものであったと高く評価した。

同じ1969年7月の『土地制度史学』第44号に発表した小林の第5作「1930年代「満洲工業

化」政策の展開過程」は、研究対象の面でも研究方法の面でも小林にとって新機軸を意味するものであった。本論文は、1930年代の「満洲重工業化」政策とりわけ「満洲産業開発5ヵ年計画」を考察し、その計画が破綻する必至性を究明しようとした。対ソ戦準備を目指した当初計画が日中戦争勃発によって倍額の修正計画に変更され、「満洲」へ移駐した鮎川義介の率いる日産財閥が中心となって外資導入＝技術移転を行い、自動車、飛行機の大量生産を含む重工業建設を目指したが、アメリカ・ドイツからの資本・技術移転の失敗によって挫折したという。小林は、「満洲」における重工業建設を、軍需産業主導の日本資本主義が植民地で必然的に拡大再生産されたものと見ているが、植民地では成立しえなかった軍需産業と本国経済を現実には主導した軍需産業と同列に論ずることは当をえないであろう。鮎川は本国と植民地の経済ギャップの大きさを知っていたからこそ外資＝技術導入を不可欠の条件と考えたのである。本論文の最後に、小林は「本稿作成にあたり、農業総合研究所浅田喬二氏、東大経済学部原朗氏、大蔵省大森とく子氏、慶應〔義塾〕大学松村高夫氏から数多くの御教示を受けた。記して感謝の意を表したい」と述べている。おそらく1969年4月から浅田・原・松村・小林四氏で始めた満州史研究会での議論などを指すのであろう。もっとも、小林の第5作が掲載された『土地制度史学』は同年7月刊行であり、研究会での出会いの時にはほとんど原稿は出来上がっていたであろうから、この時の原の「教示」は資料提供よりも資料の読み方に関するものであった可能性が高い。何れにせよ、満州史に関する先行研究者である原との出会いと研究指導を受けたことは、小林の研究を大きく刺激し発展させたものと思われる。

小林は、1971年に第6作「1920年代初頭の朝鮮労働者階級の闘争」(『歴史評論』248号, 1971年3月)と第7作「1910年代後半期の朝鮮社会経済状態」(『日本史研究』118号, 1971年4月)を発表したが、これらは小林の『形成と崩壊』との関係は薄いので、言及を省略し、次の第8作に進もう。第8作は、満州史研究会編『日本帝国主義下の満州』(御茶の水書房, 1972年)で小林が担当した第2章「満州金融構造の再編成過程 — 1930年代前半期を中心として」であり、同書の「はしがき」によれば、原朗が収集した「満州」経営政策の総体について政策担当者が作成した未公開史料を2年有余に亘って検討した成果であった。1971年4月に都立大学助手になっていた小林は、第8作において、関東軍が満州事変に際して各省の官銀号を奪取し、その資産を利用して満州中央銀行を設立、満州国幣を日本円にリンクすることにより「満州」を日本経済圏に包摂するとともに、官銀号から傘下の糧棧(大豆収買機構)を切り離して三井物産や三菱商事の支配下に位置付けたため、中国人糧棧は中国関内へ引き上げたと論じた。ただし、「日本資本の有力な競争者たる在満糧棧機構の強権力による破壊が政策としてつらぬかれている」という指摘の根拠は示されておらず、官銀号の利用と糧棧の破壊という矛盾を孕んだ指摘がどのように統一的に把握できるかはここでは明らかでない。

1973年から74年にかけて、小林は、朝鮮史関連の論文2本をさらに公刊するとともに、台湾史と華北史の領域にまで分析を広げて1本ずつの論文を公刊した。精力的な仕事ぶりであると言って良い。そして1974年10月には、原朗に依頼されて土地制度史学会の共通論題として、「1930年代植民地「工業化」の諸特徴」と題する報告を行っており、それに続いて、1975年12月

に、突如として問題の『形成と崩壊』を上梓することになる。問題は、この著作の執筆が如何にしてなされたのか、小林の主張のように既発表の研究を基礎に自力で同書を完成できたか否かということである。

1973年に小林は、山田秀雄編『植民地経済史の諸問題』（アジア経済研究所、1973年3月）に、第9作「1930年代日本窒素肥料株式会社の朝鮮への進出について」を発表した。小林は、野口遵の日本窒素肥料が低廉な電力を求めて朝鮮へ進出し、長津江発電事業を巡る対立を契機に三菱系金融機関への依存から離脱して日本興業銀行・朝鮮銀行に依存しつつ硫酸製造から火薬製造へと業務を拡大したこと、高利益の基礎には、人権無視の発電所工事と低賃金での朝鮮人未熟練工の酷使が横たわっていたことを強調した。

第10作「1930年代後半期以降の台湾「工業化」政策について」は、『土地制度史学』第61号（1973年10月）に掲載され、台湾総督府が1941年10月に開催した「臨時台湾経済審議会」において、軍需工業の生産拡充の構想をまとめたが、実績は計画の3割前後に止まるというみじめな結果に終わったことを明らかにした。その原因は、アメリカ軍による空爆を除けば、台湾の弱体な金属・機械工業の振興が予定した内地からの物的・人的支援が得られずに挫折し、台湾人技術者の養成も精神主義に墮して効果がなかったためであるとしている。

第11作「朝鮮総督府の労働力政策について」は都立大学『経済と経済学』第34号（1974年2月）に掲載されたもので、従来の研究が日本への労働力移動に偏っていたのを正すべく、1920～45年の朝鮮における職業紹介所の活動を紹介した。職業紹介所は、失業者に仕事を紹介しつつ、対日移動を押さえ、恐慌時にはとくに南部農村の失業者を北部重工業に振り向けた。日中戦争による日本人熟練工の不足を朝鮮人熟練工の養成によって補う試みは、ことごとく失敗した。1939年10月からは国民徴用令が朝鮮にも実施され、とくに日本国内へ強制徴用されたものが急増するが、そこでの主要な実施機関は職業紹介所であった。

1974年10月の『日本史研究』146号に掲載された、小林の第12作「日本帝国主義の華北占領政策 — その展開を中心に —」は、華北分離工作が1935年11月のリース・ロスの幣制改革によって挫折し、1938年3月設立の中国連合準備銀行の発行紙幣が奥地では全く通用しなかった中で、興中公司を引き継いだ北支那開発株式会社は三井・三菱の参加を得て大量の製鉄用強粘結炭を日本・「満州」へ供給したが、1941年12月の太平洋戦争突入による資材・食糧不足は連銀インフレを招き、対日供給機能を低下させたと論じた。小林にとっては分析対象を一挙に拡大した研究であった。

この論文を発表した翌1975年12月に小林の第14作となる『形成と崩壊』が公刊されるのであるが、1974年10月には、原朗が企画した土地制度史学会共通論題「1930年代における日本帝国主義の植民地問題」の一環として小林が「1930年代植民地「工業化」の諸特徴」と題する報告（第13作としよう）を発表した。この報告は、共通論題の一部として重工業構築を中心とする植民地工業化の全体像を満州事変期・日中戦争期・太平洋戦争期に区分して論じており小林の主張の趣旨が良く窺える。主張の中身は、総力戦のための数度にわたる経済計画の作成と目標達成度の低さである。計画というのは、①対ソ戦に備えた1937年初頭からの「満州産業開発

五ヵ年計画」と、②日中戦争下の1939年1月からの「生産力拡充四ヵ年計画」、③それらに続く1942年以降の「第二次生産力拡充計画」であり、何れも達成度は低く、③に至っては生産力の絶対的減退が生じたという。植民地「工業化」の基礎は、「日本からの機械と熟練労働力の間断なき供給と植民地不熟練労働者群の強権的動員、この三者の直接的生産過程での有機的連繋の拡大」(37頁)であるが、日本帝国主義は三者のすべてにおいて実現に失敗したという。

以上の研究発表を前提として、小林の第14作『形成と崩壊』が公刊された。同書の研究史上の位置付けについて、ここでは小林自身の記す「序論 課題と方法」(3～9頁)を手掛かりにして考えよう。小林は、戦前の植民地研究を代表する矢内原忠雄と細川嘉六の研究が各植民地の個別的把握に止まり、植民地支配の総体的把握が欠けていると批判し、井上晴丸・宇佐美誠次郎『危機における日本資本主義の構造』(岩波書店, 1951年)こそが、次のような総体的把握を試みた点で画期的労作だと評価する。

「同書の分析視角の特徴を一言でいえば、半封建的諸関係に規定された日本資本主義は、その特殊性の故に、植民地農業構造の半封建性を温存せざるを得ず、また、商業、軽工業主体の有機的構成の低い産業構成の故に、植民地商工業と早期に対抗せざるを得ず、さらに、低い産業構成に起因する高利潤率の要求は、日本本国での重工業構築を不可能ならしめるために、反撃力のよわい植民地労働力使用と国家資本主義の癒着をもって、重工業は、本国に先行し植民地に構築されざるを得ないという視点である」

こうした井上・宇佐美の議論は、第一次世界大戦を画期とする総力戦が、戦車と航空機という自動車工業段階の重工業の建設を必要としていたという経済的・技術的条件を軽視した日本軍部の「重工業」認識の誤りを共有しつつ、「労働力の直接的な軍事的統括」さえ可能であれば植民地における高度な重工業建設が実現できると考え、豊富な熟練労働力の存在と広範な機械器具工業の発展の必要性を無視した議論であるが、小林の視点も同様な難点を伴っていた。小林が同書の「結語」において、植民地の産業「開発」政策が失敗に終わった「内部的要因」として、日本本国からの「機械供給」と「熟練労働力供給」の不足を挙げているのは、もともとの視点自体が有する難点を確認するものに他ならない。

小林の説く「課題と方法」は、このように井上・宇佐美説を批判的に評価した上で継承したとは言えなかったが、それ以上に問題となるのは、小林が独自に本書で行ったとする各地域での「幣制統一事業」の分析と、「生産力拡充計画」と「物資動員計画」に示される「総力戦体制」構築計画の分析、および日本資本の植民地進出の実態分析についての研究史への言及がなく、とくに研究史の最先端を切り開きつつあった原朗の研究に全く言及していないことである。これは、研究史整理としては失格であり、このままでは、全てが小林の独創であると主張したことになるが、小林の既発表論文においては、原朗との大会共通論題報告の一部として分担した第13作(1974年)の生産力拡充計画の分析を別とすれば、第8作(1972年)の満州幣制統一事業にせよ、第12作(1974年)の日本資本の華北進出にせよ、特定の植民地ないし占領地の分析であって、植民地総体の分析とは到底言うことができない。しかも、第5作(1969年)、第8作(1972年)と続く満州分析にさいしては満州史研究会での原朗による研究指導があり、

第12作（1974年）の華北分析に関しても原朗による教示への謝辞がなされていることを踏まえると、本書の「課題と方法」を述べるときには、原朗の研究と指導への具体的な言及こそが何よりも必要であったと言わねばならない。

このように見てくると、小林が第14作『形成と崩壊』を書き上げることが出来たのは、決して自力で積み重ねた研究実績によるだけでなく、小林の近くにあって類似したテーマに関する研究を行ってきた原朗の研究成果と小林への研究方法の教示が不可欠な前提としての役割を果たしたことがうかがえよう。とくに、1974年度の土地制度史学会共通論題の中心を占めた原朗「大東亜共栄圏」の経済的実態（『土地制度史学』第71号、1976年4月）は、小林が上記著作を纏めるさいに大きな影響を与えていたことは間違いない。この論文は、「大東亜共栄圏」全体の経済構造を貿易と金融という流通過程の側面から考察し、植民地・占領地の生産過程について分析を行う小林論文に対して、いわば日本帝国主義の側から問題点を考察した。同論文は、まず各時期の投資形態が、国策会社南満洲鉄道から新興財閥日産の満州重工業へと変わりつつも外資導入の失敗で重工業建設が挫折したこと、華北・華中へは満鉄子会社の興中公司経由の投資から本国資本も参加した北支那開発と中支那振興という国策会社に代わったこと、南方占領地では各種鉱山・工場ごとに本国資本が指定されて開発を担当したことを明らかにした。ついで円ブロック貿易の実態について、日中戦争期には重工業製品の対欧米依存が外貨不足問題を生み、太平洋戦争期には各占領地の物資を日本本国に送り込む船舶の不足が最大の制約となり、日本は各地域に生活必需品を十分供給できないのに軍需物資を略奪し尽す略奪資本主義と化したと指摘した。さいごに金融構造が分析され、満州では満州中央銀行券による幣制統一に成功したのに対して、華北では中国聯合準備銀行券が米英の支持する「法幣」に代替できず激しいインフレを招いたことなどが指摘され、南方占領地でも南方開発金庫券の無制限の増発がインフレを進行させたと論じた。これらの指摘はそれまでの原朗の膨大な実証研究に基づき、それらを投資形態の変遷を軸に貿易構造および金融構造の両側面から把握するものであり、小林の第14作『形成と崩壊』は随所で上記論文に集約される原朗の独創的な実証研究の方法と成果を盗用していた。

このことは、原朗『創作か盗作か』に収録された諸論文とくに日本現代経済史の専門家である堀和生京都大学名誉教授の「意見書」Ⅲ（247～305頁）において正確かつ詳細に分析されている。そこでは、外形的に見ると、541頁の同書の105箇所にあぶ篇章節項のうち、原朗の研究からの剽窃が25箇所、かつての共同研究者松村高夫の研究からの剽窃が2箇所あり、全体の4分の1以上が原と松村の研究からの剽窃で成り立っていることが明らかにされた。小林による盗作の罪深さは、その規模の大きさにあるだけでなく、テーマ全体の分析視角・方法の中にまで及んでいたことにあった。この小論では、同書の「課題と方法」を検討しただけであるが、同書冒頭のこの箇所において小林が大幅な剽窃を行っており、先行研究への言及という研究者の基本的モラルを処女作を出版する時期に至っても小林が如何に欠いていたかが明らかになったと思う。

### 三. 原朗が「研究」の方向転換をしたことの学界への影響

研究仲間として信頼してきた小林英夫の大々的な盗作によって研究者として致命的な打撃を被った原朗は、土地制度史学会の危機的状況と研究者としての小林個人への配慮から、盗作事件を学界において告発することを避け、自らは「研究者」よりも「教育者」に重点をおく生き方へと方向転換した。それに伴い、原朗が当時構想していた『日本戦時経済分析』、『帝国主義下のアジア』、『現代日本経済史序説』の三部作の作成も封印することにしたという(本書42~52頁)。こうした原朗の方向転換については、そこまで転換しなくても形を変えて初志を貫徹することも出来たのではないかという意見があることは事実である。原朗の身近にいた私も、もしも相談を受けていれば、同様な意見を述べたかもしれない。しかし、学会状況と小林個人への配慮から原朗は、盗作事件そのものを封印し、その打撃をひとりで背負い込む道を選んだのであった。

原朗の方向転換は、当時、日本経済史研究のメインテーマが、産業革命期から両大戦間期に移行しつつあったさいに、その研究のトップリーダーであった中堅研究者が学会活動の表面から姿を消したことを意味していた。小林の書物が刊行された1975年という時期は、近現代の日本経済史の若手の研究者たちの関心が、産業革命期から両大戦間期に移ろうとしはじめた時期であった。1960年代に活発化した日本産業革命の実証研究は、1975年に大石嘉一郎編『日本産業革命の研究』上下巻(東京大学出版会)が刊行されたことにより、一応の総括がなされたからである。そのさい、両大戦間期の諸問題に取り組む経済史家の関心には大別して二つの流れがあった。一つは、歴史学全体の関心事である「大正デモクラシーから昭和ファシズム」への「暗転」の秘密を経済史研究者としても明らかにしようという流れであり、いま一つは、戦後日本経済の前提条件が戦前日本経済のなかにどこまで育っていたかを明らかにしようとする流れである。土地制度史学会のように現況分析を行なう経済学者と歴史分析を専門とする経済史家からなる複合的な学会には、当然ながら後者の流れに属するものが多かった。原朗が組織した共通論題を巡る討論の最後に、理事代表の山田盛太郎が、「本日の共通論題報告を契機にして、理論・現状分析の研究者と歴史分析の研究者とが、ともに協力して研究を進めるべきであり、また、それを可能にする条件も存在している」と力説し、共通論題の成果を高く評価したことは、同学会の会員の問題関心のあり方を物語っていた。しかしながら、そうした流れの研究の場合には往々にして戦後の現状分析の視点から過去を振り返り、現状に結びつく要素を過去の全体像から抜き出して強調する傾向に陥り易い。それは、ある程度は意味があることだが、過去の時代の全体史との関係を説明できない難点を伴うことが注意されなければならない。すなわち、経済史研究と政治史・思想史研究の構造連関を問題にし、歴史の全体像に迫る前者の流れもまた重要な意味をもつということである。

原朗が構想していた三部作のうち少なくとも『日本戦時経済分析』と『帝国主義下のアジア』は戦間期世界のなかでの日本の位置と役割を経済面から究明する研究であったろう。原朗の資料収集と政策分析の実績から見て、彼の経済分析は政治分析と関連付けられるものであっ

た可能性が高く、それを通じて戦間期の全体史の水準が引き上げられたものと想像される。現代日本人の歴史認識とくに満州事変以降の「十五年戦争期」に関する歴史認識がアジアや欧米の人びとのそれに比べてきわめて貧困で歪められている原因の一つが、戦間・戦時期の日本経済の実証研究の不足にあることを思うと、原朗個人による戦間・戦時期の経済史研究が表立って行なわれなかったことは、簡単には取り返しのつかないほどの大きな空白を研究史にもたらしたとしなければなるまい。影響が原朗個人に止まらないことは、彼が東京大学経済学部・大学院経済学研究科の教員として、多くの経済史研究者を教育する立場にあったことひとつを考えても分かるであろう。

私自身は、東京大学経済学部の日本経済史担当教官として主として明治維新以降の「近代経済史」を研究し、第一次世界大戦後の「現代経済史」を専攻する原朗とある程度研究分野を棲み分ける慣例にしたがってきた。最近、必要があって戦間期の紡績業と製糸業の実証研究を少々手掛けたところ、産業革命期に関する研究に較べて意外と進んでおらず、さまざまな重要な論点について実証上の空白が見られるまま、若手の研究者の関心が戦後期の研究に移りつつあることを知って驚いた。

例えば、紡績業は戦間期に上海などへの「在華紡」と呼ばれる工場進出を盛んに行ったため、中国人による「民族紡」との対抗が避けがたく、「民族紡」が日貨ボイコットを政治的に組織したので、日本側としては対抗上、日本軍の出動を余儀なくされたとする紡績業「悪玉論」（西川博史『日本帝国主義と綿業』ミネルヴァ書房、1987年）が定説であったが、日貨ボイコットの政治性は業界誌による偏った評価に過ぎず、「民族紡」の被害者扱いについても、久保亨『戦間期中国の綿業と企業経営』（汲古書院、2005年）が「民族紡」のなかには「在華紡」から経営手法と生産技術を吸収して発展するものもあることを明らかにした。大阪を中心とする紡績業界は幣原の平和外交を支持するものが多く、満州事変についても平和的解決を希望するものが多数を占めたが、間もなく経営不振の企業を抱えた強硬派が全体の意見を牽引するようになったのである（石井寛治『帝国主義日本の対外戦略』名古屋大学出版会、2012年）。

また、1929年の世界大恐慌が日本農村の養蚕地帯を直撃したために養蚕農民の窮境を救うべく満州移民を行なおうとして軍部が満州事変を起こしたという俗説が広まり、蚕糸業「悪玉論」が流布されていたが、これも事実とは異なり、軍部が本当に救済したかったのは養蚕農民ではなく、世界的な軍縮の波及に怯える軍部そのものであったことが明らかになった（石井寛治前掲書および「日本蚕糸業の地域類型」『飯田市歴史研究所年報』18号、2020年）。すなわち、満州移民が本格化する1930年代後半には、日本の蚕糸業は多糸繰糸機によって製造した靴下用生糸をアメリカ市場に販売することによって恐慌からの回復を実現しており、製糸業と養蚕業の収益は改善し、養蚕農村は人手不足に陥っていたこと、移民は総力戦を戦うための重工業を建設する満州をソ連から守るといった政治的・軍事的観点から強行されたことが判明した。

これらは、単なる例示に過ぎないが、戦間期の日本が「大正デモクラシー」の一時期を迎えながら、いつの間にか泥沼化する中国との戦争に向けて「暗転」するのを何故防げなかったのかという基本的な事実解明が未だに十分進んでいないことがうかがえるであろう。さらに言え



ば、中国その他とのアジア太平洋戦争がどのような帝国日本の経済によって支えられ、如何なる戦争であったかを、経済史的に究明する課題に至っては、まだ資料収集の段階をあまり脱していないことも問題であるように思われる。原朗はアジア太平洋戦争期の経済統制に関する非公開資料の収集と刊行を精力的に行っており、物資動員計画を中心とする各種資料集全59巻(現代史料出版, 1996~2004年)を編纂した。それらの基本資料を分析した山崎志郎『太平洋戦争期の物資動員計画』(日本経済評論社, 2016年)に対しては、高い評価がなされ、日本学士院賞が授与された。同書は、「大東亜共栄圏」の経済的実態を、基礎物資の生産・輸送・配分に即して明らかにしたもので、増大する軍需への対応の結果、国民生活への物資配分が急速に削減され、1945年6月の本土決戦計画に至っては食糧塩と穀類の供給途絶による広範な飢餓の発生が予測されたため、政府中枢は遂に敗戦を受け入れたことを明らかにした。小林の『形成と崩壊』が軍需工業を中心とする重工業の拡充政策に焦点を当てていたのに対して、山崎の上記研究は、軍需だけでなく民需をも包括した帝国日本全域の経済分析であり、小林の『形成と崩壊』とは水準を大きく異にする労作であったと言ってよかろう。だが、問題は、原朗がその間に学界の表面から裏方に回ってしまったために、小林と山崎の両著作の間に41年という長期にわたる空白時間があることである。もちろん、その間にも戦時・戦間期に関する経済史研究は発展したが、その主流は現代日本経済の前史として戦時・戦間期の日本経済を調べるというものであり、戦時日本史の基礎としての経済分析では必ずしもなかったのである。

その結果、日本軍がアジア太平洋戦争において何故、如何に戦ったかを経済のレベルから解明する作業は著しく遅れたように思われる。こうした評価は私の独断ではなく、畏友中村政則(1935~2015)の追悼研究会の席で、石井が、「意外と満州事変にかけての時期の動き、あるいは満州事変そのものについての研究はなかったのです。……国内で有利な資本蓄積の場をしっかりと掴んでいるような有力財閥はそう簡単に外に出て行かない。国内でギリギリまで蓄積して、限界が見えてきたところで結局中国に向けてやろうという動きが出てくるわけで、そういう全体としてのブルジョアジーの動きを、政治過程も含めて研究する動きがほしかったですね。なんで日本は満州事変を防げなかったのかという、子どもがよく言うような簡単な質問にわれわれが答えられているかという、そうではないと思うんですね」と発言したのに対して、現代経済史を専攻する吉川容は、「それは中村先生や石井先生たちの世代の積み残した課題であって、本当はその後の八〇年代以降の経済史研究者たちが受けとめて取り組むべき問題だったはずですけども、これは自省もこめた話となるわけですが、八〇年代以降の経済史研究はどれもそういう方向へはいかなかった」と述べ、浅井良夫も「八〇年代になって、中村さんの次の世代から、二〇年代論とか三〇年代論が出てきましたが、それは、石井さんが言われたのと全然違った方向に行っちゃったという感じです」と述べている(浅井良夫ほか編『中村政則の歴史学』日本経済評論社, 2018年, 82頁)ことから明らかであろう。

具体例を一つだけ挙げれば、戦場での日本軍の活動を経済的に支える武器・弾薬・食糧などの補給という兵站問題の研究がきわめて遅れたことである。最近になって吉田裕『日本軍兵士 — アジア・太平洋戦争の現実』(中公新書, 2017年)のように、兵士の目線に立って戦場

での兵士の過酷な現実を追跡し、戦死者の中で餓死者の比率が内外の戦史に類を見ない異常な高率であったこと、補給線を欠くまま食糧の現地調達を命じられたことが食糧強奪のための民間人殺害の日常化を招いたことを明らかにした好著も現れた。しかし、日本軍指導部が何故そのような兵站無視の戦闘方式を取ったかを、政治・経済・思想のレベルから総体として分析した研究はまだ現れていない。外国では、第二次大戦に至る戦史研究のなかに、マーチン・ファン・クレフェルト『補給戦—何が勝敗を決定するのか』（原著1977年、佐藤佐三郎訳、中公文庫、2006年）のように補給問題を正面から論じた本格的研究がなされており、同書第5章「自動車時代のヒットラーの失敗」では、ドイツ軍がモスクワ侵入直前で敗退した原因が兵站上の失策にあるとする通説を実証的に批判して、トラックと鉄道を併用した兵站面の限界よりも戦術面の限界が重要だったと論じ、第6章「ロンメルは名将だったか」では、北アフリカでのドイツ戦車隊の敗北は、イタリア経由の補給物資が地中海で沈められたためだとする通説と異なり、ロンメルがヒットラーに逆らって陸上での兵站能力を超えた遠隔地まで進撃したためであることを実証した。このような兵站問題を巡る論争はアジア太平洋戦争の日本軍については全く行われてないが、その背景には戦時経済の研究が兵站問題を介して戦闘の帰趨を説明するまでに至らなかったことがあるといえよう。ここにも、原朗が「研究者」から方向転換したことのマイナスの影響の拡がりを見ることができると思う。

#### 四. 歴史学界における未曾有の盗作と司法界がそれを是認した原因と対策

以上のように、小林英夫による原朗の研究構想と研究実績の大々的な盗作事件は、歴史学界全体の研究動向にまで深刻な打撃を与えたが、事件の性格を一層深刻化させたのは、小林が盗作問題を事実無根と強弁し、原朗による名誉棄損として裁判沙汰に持込んだことであり、裁判官がそうした小林の申し立てを一方的に採用したことであった。私は裁判の一部を傍聴はしたけれども裁判記録とりわけ原告たる小林の提出書類をみていないため、裁判の全体について詳しく判断する資格はない。しかし、原朗『創作か盗作か』を読む限りでは、小林の言い分には一片の誠実さも認めることが出来ず、論理的にも倫理的にも破綻した原告の言い分を丸呑みした裁判官たちの判決への姿勢に至っては、全く理解できなかった。判決文にはそもそもこの盗作がいかなる意味を持つかについての最低限の学問的理解すら認められず、裁判官は被告側の提出書類をきちんと評価して反論するという当然の手続きを踏むこともないまま、裁判官は、あろうことか堂々と盗用した原告の勝訴を唱えたのであり、これが現代日本の司法界の現実だと知って暗澹たる気分陥ったのは私だけではなからう。

裁判官たちは、小林という研究者志望の若者が、どのような困難を乗り越えながら論文を発表しつつ育っていったかという二、で追跡したような研究過程を内在的に理解することなく、小林がうそぶくように既成の研究史を踏まえて史料を読みさえすれば、簡単に研究論文などは作れるものと誤解したのであろう。最近の大学院生であれば、そのような安易なかたちで仕上げた論文では、学会誌の査読を通らないことは常識であるが、難しい司法試験をパスしたはず

の裁判官のなかに、そうした学界での常識を持ち合わせていない者が存在することは、とくに自分はそうした学界での常識をもっていないことを自覚しない者がいるということは恐るべき事態であると思う。一昔前であれば、学界での専門業績をめぐる盗作事件は、専門家の判断抜きでは処理できないとして、学界内部での判断に委ねるとというのが司法界の常識であったが、最近の日本ではそうした常識すら消え去ったのであろうか。この異常な判決が、「反知性主義」の風潮が広がる現代日本における司法界の「劣化」の象徴であることを日本国民の一人として憂うものである。

もっとも問題を学术界の内部へ差し戻せば、万事上手くいくほど事態は楽観できないであろう。もともと今回の盗作事件は、学界内部で起こったことであり、直接的には他人の研究業績を無断で盗んではならないという研究上のモラルを身に付け損なったひとりの若手研究者が育ったことに起因しているからである。盗作を禁止する研究者間のモラルは、自然に身に付くものではない。学界は研究者間の激しい競争の社会であるから盗作は常に起こりうるものであり、だからこそ先行研究を尊重するモラルと規律が求められるのである。私の恥ずかしい経験を言えば、大学院に進学してはじめて参加したある演習で、テキストの分担部分の報告をして丁寧にまとめた積りだったところ、先輩から君の紹介した内容の研究史的位置を明確にせよと厳しく追及されて答えに窮したことが忘れられない。

そう言えば、原朗は盗作を行った小林英夫と、そもそもどのような指導・被指導関係にあったのであろうか。1969年に満州史研究会を結成した時は、原朗は東京大学経済学部助手であり、小林は東京都立大学大学院博士課程の院生であるが、制度的には小林とは師弟関係になく単なる共同研究者ということであったかもしれない。大学院での小林の指導は誰かが担当していたはずであるが、小林が原朗との共同研究を行い、実質的に指導も受けたさいに、小林の制度上の指導教官と原朗との関係はどうなっていたのかが気になるところである。研究者としてのモラルの教育は、都立大学の院生指導体制のもとで行われるはずであり、他大学の一教官である原朗が本来担うべき役目ではないはずである。そこに原の油断もあったのかも知れないと思うと、当時の大学紛争のなかで東京大学を先頭に制度的には解体し始めた指導教官制の果たしてきた師弟関係のあり方が改めて問題となるように思う。もしも、小林が、都立大学の指導教官の依頼によって原のもとに来て共同研究に加えてもらったならば、小林の盗作行為についてある程度の歯止めになったかも知れないと思う。何れにせよ、若手の研究者が必要な指導を受けながら一人前の研究者に育っていくさいに、研究者としての最低限のモラルと規律についても教わるのが大事であることを強調したい。

諸学会はそれぞれ独特な組織と慣行によって運営されており、時代の変化に対応しつつ常に改革されることが必要である。小林による剽窃事件が起こった時期には、土地制度史学会が従来の権威主義的体制の改革で揺れ動いており、改革後の今日であれば、大会共通論題の報告論文の学会誌への掲載も大会から間もない時期に行われたであろう。仮にそうだったとすれば、原朗の論文「『大東亜共栄圏』の経済的実態」は、小林の問題作『形成と崩壊』刊行の1975年12月に先立って公刊されていたから、小林がそこから大幅な剽窃を行ったことは一目瞭然とな

り、事態は異なる方向へと展開したはずである。原朗は、学会のそうした古い体質の改革に引き続き力を注ぎ、のちには同学会の理事代表として学会改革に尽力した。盗作を防止するために学会として果たすべき役割は、掲載論文に関する厳正な審査と書評の充実ではないかと思われる。小林の論文第1作は全国的な学会誌に掲載されたが、同論文が先に述べたように外国人研究者の論文からの大幅な盗作だったにもかかわらず審査をパスしたのは、小林の研究者としての将来にとって不幸なことであった。また、小林の『形成と崩壊』が公刊された時の学界による評価がきわめて安易なものだったことも事態を悪化させた。とくに『社会経済史学』（42巻3号、1976年11月）に掲載された浅田喬二の書評論文「最近における日本植民地研究の問題点 — 小林英夫著『大東亜共栄圏』の形成と崩壊』の検討を中心に —」は、原朗の業績からの大規模な盗作の事実には全く目を塞いだまま、「本書は、日本植民地研究に一つの画期をつくりだすにふさわしい力作」であると絶賛した上で、「著者の多年にわたる日本植民地研究への若々しいエネルギー投入と謙虚な研究態度に心から敬意を表したい」と持ち上げた。浅田が、何をもって小林を「謙虚な研究態度」の持ち主と見做したかは分からないが、この評価が、小林の業績が少なくとも他人の業績の盗作ではないことを植民地研究の第一人者が保証したような効果を生み、被害者である原朗をいっそう窮地に追い詰めたことは紛れもない事実であった。日本社会全体が「反知性主義」の荒波によって劣化するのを防ぐためにも、研究者の共同体である諸学会の活性化が必要であり、そのためには研究のオリジナリティーの尊重というモラルの涵養が不可欠であることを、この不幸な「盗作事件」は教えているように思う。

#### 〔付記〕

被告原朗氏の友人として詳細な「意見書」を草した堀和生氏は、最高裁判決以降の状況も踏まえて、中部大学の学術情報誌『アリーナ』23号（2020年11月）に、「学術剽窃と司法裁判 — 原朗『創作か盗作か』をめぐって —」と題する論考を発表された。とくに裁判の過程と判決が如何に異常なものであったかについての指摘（第3章）は堀氏ならではの鋭い指摘であり、一読を勧めたい。

〔東京大学名誉教授〕